

令和 4年 1月19日

介護サービス事業者各位

旭川市福祉保険部指導監査課

令和4年度「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る届出期限について

日頃より、本市の介護保険行政につきまして、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という）に係る計画書の提出につきましては、通常は処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日まで（4月から算定する場合は2月末日まで）に行うこととされておりますが、令和4年度については4月15日までにを行うこととする予定であると厚生労働省から事務連絡がありました。

このことから、標記の件について次のとおりといたしますので、御準備くださいますようお願いいたします。

1 令和4年度における処遇改善加算等の計画書の届出期限について

令和4年度に4月または5月から処遇改善加算等を算定しようとする場合は、令和4年4月15日までに計画書を提出してください。

2 計画書等の様式について

計画書等の様式や関係通知等の見直しも予定されておりますので、提出書類等については準備ができ次第、旭川市ホームページ等にてお知らせいたします。

(問合せ先)

旭川市福祉保険部指導監査課（介護担当）

電話 0166-25-9849

Eメール shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp